

監査公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年9月12日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
鳳来総合支所 地域課
作手総合支所 地域課

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、山口洋一

第4 監査の期間
令和5年6月6日～令和5年8月29日

第5 監査の方法
令和5年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和4年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設の管理状況等について確認するため、各署所の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

鳳来総合支所

【地域課】

意見

- 1 地域間交流推進事業については、奥三河を知っていただく良い機会となるので、交流が広がるよう事業の見直しを検討していただきたい。
- 2 学童農園山びこの丘管理運営事業については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり厳しい経営状況が続いている。直営で行うのは困難であるので、継続して指定管理による管理運営が行われるよう、支援体制を含めて、その運用について十分配慮していただきたい。
- 3 旧鳳来総合支所の跡地活用については、委員会の答申を踏まえながらも、社会情勢の変化に合わせてどうあるべきか早め早めに検討し、地元の理解が得られるような再開発を進めていただきたい。
- 4 市の公有財産で地元は無償貸与されている土地及び建物については、地元への譲渡により管理を地元に移管するよう検討を進めていただきたい。
- 5 名号温泉施設については、民間事業者へ譲渡されることになった。引き続き温泉施設として運営されることから、地元雇用の確保など地域振興が図られるよう、支援について十分配慮していただきたい。

作手総合支所

【地域課】

意見

- 1 長者平団地については、いろいろと販売促進策を講じていただいているが、まだ活用されていない土地がある。民間事業者の協力を得るなど、早期の完売に向けて、今後の販売体制について検討していただきたい。